

令和 7 年 4 月 1 日

入札参加者 各位

総務部経理課長
(担当：契約係)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

令和 6 年 6 月 1 4 日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 9 号）により、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされております（以下、「おそれ情報の通知」という。）（建設業法第 20 条の 2 第 2 項。令和 6 年 1 2 月 1 3 日施行）。

つきましては、水道局の工事において、おそれ情報の通知を下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1 対象工事

全ての建設工事

2 施工条件総括表への記載

施工条件総括表における「I. 仕様書関係の特記仕様書」欄に明示し、特記仕様書をホームページに掲載します。

ホームページ掲載アドレス

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/kakusyuyoshiki/shiyosho.html>

3 通知方法

おそれ情報の通知は、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方。以下「落札者等」という。）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに所定の様式による通知書をメール等で提出し、契約担当課がそれを受領することにより行うものとする。

4 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日以降に請負契約を締結する工事から適用する。

ただし、この通知の規定により難しい場合（施工条件総括表に記載のない契約締結前の案

件) には、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、落札者等から発注者に対してメール等により通知を行うことができる。

5 留意事項等

- ・おそれ情報の通知の対象となる事象は、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項において以下のとおり定められています。

- ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延または資機材の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

- ・通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。
- ・通知書内の「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、落札者等の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとしてください。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。)
- ・通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意してください。
- ・通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について特記仕様書

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。（以下、「おそれ情報の通知」という。）

1 通知方法

おそれ情報の通知は、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方。以下「落札者等」という。）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに所定の様式による通知書をメール等で提出し、契約担当課がそれを受領することにより行うものとする。

2 留意事項等

- ・おそれ情報の通知の対象となる事象は、建設業法施行規則第13条の14第2項において以下のとおり定められているので、留意すること。

- ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延または資機材の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

- ・通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- ・通知書内の「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、落札者等の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとすること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- ・通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- ・通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

年 月 日

新潟市水道事業管理者

住所
商号又は名称
代表者氏名

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める
工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事番号・工事名：

工事場所：

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することが
できないものを記載

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することが
できないものを記載

以上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。